

鳥取県再提訴等支援金

概要	殺人や傷害などの犯罪行為により亡くなられたり、重症病を負われたことに対する損害賠償請求権に係る債務名義の時効を更新するために再度損害賠償請求訴訟を提起(再提訴)する方等に対し、再提訴等の際に裁判所に支払う費用を支援します。
要件	・再提訴等した日に鳥取県内に住んでいたこと ・再提訴等した日から30日以内であること
内容	交付額 最大33万円 交付対象者(次のいずれにも該当) ・犯罪被害により死亡、重症病を負ったことに対する損害賠償請求について再提訴等した者 ※1つの損害賠償請求訴訟につき、1回の再提訴を限度
対象外	・他の公的な機関の同様の制度による支援を受けている場合 ・被害者又は遺族等が暴力団員等である場合 ・被害者と加害者が親族関係にある場合 ・その他の事情から判断して、支援を行うことが社会通念上適切でないと認められる場合

制度の利用にあたっては面接相談が必要になります
まずは電話にてお問合せください

鳥取県犯罪被害者総合サポートセンター

☎ 0120-00-0325

受付時間 9:00~17:00(平日)